

総務省「電波有効利用成長戦略懇談会」報告書(案)に対する意見

章	項目	御意見
<p>第3章 2020年代 に向けた 電波有効 利用方策 の検討</p>	<p>1. 周波数割当制度の見直し (3) 割当手法の抜本的見直し</p>	<p>【原案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経済的価値を踏まえた割当手法の対象としては、以下の要件をいずれも満たすものとするのが適当である。 <ul style="list-style-type: none"> ①一定程度のエリアにおいて、同一の無線システムの中では一の者が専用する周波数であること ②新たな周波数が割り当てられる場合であって、競争的な申請が見込まれるもの ・ このため、電気通信業務用の移動通信システムを始めとして、①及び②を満たすものを対象として、その経済的価値を踏まえた割当てを可能とするための制度化を行うべきである。 <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 基幹放送局については、その社会的責務を十全に果たすことができるよう、基幹放送普及計画および基幹放送用周波数使用計画で割り当てるべき放送系の数の目標と周波数を定めており、これは国民・視聴者の利益に適う制度として今後も維持すべきと考えます。基幹放送局およびこれと一体として運用する放送事業用無線局については、新規の周波数割り当てで競争的な申請が見込まれる場合であっても、経済的価値を踏まえた割当手法の対象とすべきではないと考えます。 ● 経済的価値を踏まえた割当手法の対象となる無線局の条件を上記①および②を満たすことのみとすれば、競争的な申請が見込まれない国や地方公共団体の無線局を除き、ほとんどの無線局が同手法の対象になることが見込まれます。結果的に新規周波数の割り当てが高い収益をあげうる無線局に偏ってしまい、国民が必要とする多様な無線サービスが存続できなくなるおそれがあります。当初は電気通信業務用の移動通信システムから着手するとしても、政府が将来的に「電波利用の振興のための事務」に充てる収入を継続的に確保しようとするれば、経済的価値を踏まえた割当手法の対象範囲が過度に広がるのが懸念されます。今回の提言を受けた制度整備にあたっては、同手法の対象とする無線局の目的や種類の限定を含め、こうした懸念が払拭されるよう慎重な検討を望みます。 <p>【原案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請する金額の多寡のみによって割当事業者を決定するオークション制度については、最近でも、事業者の提訴等でオークション実施時期が遅れたことにより電波の有効利用に影響が生じた事例があることや、設備投資の抑制やサービス利用料金の上昇の懸念といった慎重な意見が多く、オークションを実際に行っている各国の状況等について、引き続き最新の動向

		<p>を注視する必要がある。</p> <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 申請する金額の多寡のみで割当事業者を決定するオークション制度の懸念を指摘し制度化を見送ったことは、国民の利益の最大化を図る観点から極めて適切と考えます。金額の多寡のみによるオークション制度では、高い入札金額を当該事業で回収する必要に迫られます。携帯電話用周波数の割り当てに適用すれば、契約者である国民が間接的に入札金額を負担することになり、真に国民の財産の有効活用となるのか疑問です。割り当てを受ける事業者を入札金額の多寡のみで決めるべきではないと考えます。
第3章 2020年代 に向けた 電波有効 利用方策 の検討	<p>1. 周波数割当制度の見直し</p> <p>(6) 共用を前提とした割当て</p>	<p>【原案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ まずは5G用の周波数帯、地域BWAに割り当てられている周波数帯及び地上デジタルテレビ放送用の周波数帯について、速やかに周波数帯ごとのニーズに応じた複数の無線システム間での高度な周波数共用のための検証を行い、順次周波数の共用を進めていくことが適当である。 <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地上デジタルテレビ放送用周波数のさらなる共用については、我が国の地上デジタルテレビ放送用周波数帯が米国などと比較して極めて稠密に利用され、すでにワイヤレスマイクやエリア放送との共用が行われていることに十分留意する必要があります。 ● また周波数共用基準（干渉許容基準）の策定にあたっては、既存無線システムの重要性を踏まえ、共用する無線システムの普及予測や利用形態を適切に反映したうえで、関係事業者の意見を十分に聴取して、精緻な技術検討を行う必要があると考えます。
第3章 2020年代 に向けた 電波有効 利用方策 の検討	<p>2. 公共周波数の有効利用方策</p> <p>(2) 電波の利用状況調査の見直し</p>	<p>【原案】</p> <p>ii) 総合評価の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時や障害時の対策状況及び無線システムの社会的重要性については、電波の有効利用にとって必要な事項であるものの、評価指標を定めて評価することが困難であることから、電波の有効利用度合とは別に評価することが適当である。したがって、利用状況調査の評価については、電波の有効利用度合の評価に加え、無線システムの利用目的に応じた無線局の耐障害性や運用継続性の取組を実施しているかを評価する「運用管理取組状況」、国の安全確保や公共の秩序維持など国民生活等に重大な影響を及ぼす可能性を評価する「社会的重要性」も踏まえた、総合評価とすることが必要である。 <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 災害時等の対策状況や無線システムの社会的重要性を電波の有効利用度合とは別に評価する方針が示されたことは、民放連などの主張に沿ったものであり適切と考えます。放送事業用無線のFPUなどは、常時、電波を発射しているわけではありませんが、日常の報道取材や番組中継に欠かせないツールであり、特に震災などの非常災害時にフルに使うため、いつでも妨害を受けずに電波を発射できることが必要です。また民放事業者は放

		<p>送法第111条に基づく基幹放送事業者の安全性・信頼性に関する技術基準に沿って、放送設備の耐障害性を担保しています。本報告書案の方針を踏まえ、いざという緊急時の備えとしての役割にも重きを置き、総合的に判断する基準を策定するよう要望します。</p> <p>【原案】 (エ) 公平性と透明性の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 現在の利用状況調査では、利用状況の評価について電波法第99条の11第2項の規定に基づき、電波監理審議会への諮問が必要とされている。利用状況調査の調査方法を見直し、重点調査対象無線システムに対する重点調査を実施する場合、免許人に対しても一定程度の負担増となることが想定される。そのため、利用状況調査の実施に当たっては、これまで以上に公平性や透明性が求められることとなる。については、重点調査対象無線システム、調査項目、発射状況調査等の全体方針についても電波監理審議会を含む第三者機関が関与できる仕組みを構築し、利用状況調査の公平性と透明性を確保することが適当である。 <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 利用状況調査の調査方法を見直し重点調査を実施する場合、無線局免許人の負担増になる、との指摘は極めて重要です。調査経費や免許人の負担をできる限り軽減するため、重点調査の対象を必要最小限の範囲に留める仕組みをあわせて構築するよう要望します。 ● 放送は社会の基本インフラであり、公共的役割を果たすため、放送事業者はFPUやSTL/TTL、業務用連絡無線などの放送事業用無線局を基幹放送局と組み合わせて一体的に運用しています。放送用および放送事業用の帯域はそれぞれの目的や形態に応じて周波数をできる限り有効利用しており、縮減等の対象にはあたらないものと考えます。
<p>第3章 2020年代に向けた電波有効利用方策の検討</p>	<p>3. 電波利用料制度の見直し</p> <p>(2) 電波利用料の用途の見直し</p>	<p>【原案】 4-1 電波資源拡大のための研究開発 周波数ひっ迫対策のための技術試験事務、オ 放送用周波数を有効活用する技術方策に関する技術試験</p> <ul style="list-style-type: none"> 放送用周波数の更なる有効活用を実現するため、新たな放送サービスの実現に資する技術的検討・調査や、地上テレビジョン放送用周波数のより一層の有効利用を図る技術方策に関する検討等を実施する。 <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「新たな放送サービスの実現」「ホワイトスペースの一層の利用拡大」「更に効率的な周波数利用の実現」はいずれも地上基幹放送の高度化を図ることによって、電波の有効活用に資するものであると考えます。地上基幹放送は健全な民主主義社会の発展に寄与し、非常災害時にはライフラインとして国民の生命財産を守るといふ、極めて重い公共的役割を担っています。今般の技術試験によって現行の地上基幹放送の高度化を実現することは、国民・視聴者の利益に適うものと考えます。

		<p>【原案】 7－1 地域における電波の有効利用に資するICT基盤の整備支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模災害時における効率的な情報伝達を行うため、地上基幹放送設備の耐災害性強化の支援 <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 西日本を中心に甚大な被害をもたらした平成30年7月豪雨をはじめ異常気象が常態化しつつあるなかで、非常災害時のライフラインである地上基幹放送局の耐災害性をさらに強化する取り組みは、国民・視聴者の利益に適うものと考えます。 <p>【原案】 III 電波利用料の歳出規模</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1. 電波利用料の共益費用としての性格や、特定財源としての位置付けを踏まえると、各年度の歳入と歳出の関係は一致させる必要がある。 ・ 2. (中略) また、既存事業に加え、免許不要局等のための周波数移行・再編支援やダイナミックな周波数共用の推進など、IoT時代の本格的な到来に向けた課題に対応するための新たな事業も提案されており、実際にこれらを実施する場合、全体の歳出規模は相応の規模となる見込みである。 <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「全体の歳出規模は相応の規模になる」として歳出規模の拡大の方向性がうかがえます。IoT時代の本格的な到来に向けた課題に対応するための新たな事業の必要性は一定理解しますが、電波利用共益事務として真に相応しいかどうか、提言にあるとおり、新たな事業の必要性や効果を十分に精査し、むやみに用途が拡大しないようにすべきです。行政は電波利用共益事務として実施する事業のさらなる効率化や必要性の検証を徹底し、歳出規模の抑制に努め、無線局免許人の負担をできる限り軽減するよう強く要望します。 ● 電波利用料の共益費用としての性格などから、各年度の歳入と歳出の関係を一致させる必要があると明記されたことは適切と考えます。電波利用料制度の導入以来、決算時に歳入が歳出を上回る年度が多く、経年の累積では相当の歳入超過になっているものと見込まれます。電波共益事務のために徴収した電波利用料を退蔵したり、他用途に流用したりすることがあってはなりません。電波利用料を財源とする新規事業が複数必要とされる状況にあっては、なおさらです。歳出規模の抑制を前提としたうえで、余剰金が発生した場合は次年度以降の電波共益事務経費に充当できる基金のような制度の創設の検討をあらためて要望します。
第3章 2020年代 に向けた 電波有効 利用方策 の検討	3. 電波 利用料制 度の見直 し	<p>【原案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電波利用料の共益費用としての位置付けを見直し、無線局の免許人等に対し、電波利用の共益費用以上の負担を求めることについては、今回の見直しにおいて、電波の経済的価値に基づく負担を求める新たな割当手法が導入されることを踏まえ、同制度の実施状況や諸外国における最新の動向等を注視する必要がある。

<p>(3) 電波利用料負担の適正化</p>	<p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 電波利用共益事務（無線局全体の受益を直接の目的として行う事務）の費用に充てるため、無線局免許人に電波共益費用の負担を求めるという現行の枠組みは適切であり、共益費用以上の負担を求めるときではないと考えます。 <p>【原案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 6 GHz以下の周波数帯を引き続き「ひっ迫帯域」とした上で、ひっ迫帯域を①「470MHz以下」、②「470MHz超3.6GHz以下」、③「3.6GHz超6 GHz以下」の3区分とすることが適当である。 <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 民放連はこれまで、“中波、短波、超短波の周波数帯域はひっ迫度が低いことから、地上ラジオ放送の電波利用料負担を軽減していただきたい”旨の意見を述べてまいりました。今回、470MHzの区分追加の方向性が示されたことは、民放連意見の趣旨に沿った内容であり、妥当な方針と考えます。 <p>【原案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 携帯電話については、実態としてあまねく全国に普及していることに加え、開設計画の認定期間が終了した周波数帯について、有効利用のための計画の作成及び審査の仕組みの導入等を踏まえると、電波利用の普及に係る制度上の責務を負うこととなるものと考えられることから、特性係数「ウ」（国民への電波利用の普及に係る責務等があるもの）を新たに適用することが適当である。 <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「電波利用料の見直しに関する検討会」報告書（平成25年8月）が携帯電話等に対し、特性係数「エ：国民の生命・財産の保護に著しく寄与するもの」の適用を提言した際は、その理由として“災害時において携帯電話等が国民にとってなくてはならないものとなっている中、番組内容にも責任をもつという放送に固有の特性はないものの、携帯電話等はハード（設備）部分について先の東日本大震災においても国民や国・地方公共団体・防災関係機関の扱う重要通信を扱う通信基盤の迅速な復旧や新たな災害対策の取組を行うなど、非常時対応に費用負担を負っていることを踏まえ、適用すべき”と述べています。 ● 今回、携帯電話基地局の人口カバー率が99.9%に達していることや、開設計画の認定期間が終了した周波数帯について、あらためて有効利用のための計画を作成して審査する仕組みを導入することで、2件目の特性係数「ウ：国民への電波利用の普及に係る責務等があるもの」を新たに適用する方向性が示されました。通信の内容に責任を負わない携帯電話に「ウ」「エ」の2件の特性係数を適用することは、ハード（設備）部分の責務が過大に見積もられることにならないか、放送との比較においてバランスの取れた制度と言えるかなどを含め、提言に至った議論や理由を分かりやす
------------------------	--

		<p>くご説明いただきたいと思います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 仮に携帯電話に2件目の特性係数「ウ」を適用するとしても、移動通信システムにおいて人口カバー率を基準とすることの適否や、ハード面の責務に対して「ウ」「エ」が重複することなどの論点からは、その係数を1/2まで軽減すべきかどうかはさらに検討の余地があると考えます。 <p>【原案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 放送を含む、携帯電話以外の無線システムについては、次期料額算定期間において適用を変更する特段の事情の変化がないことから、現状を維持することが適当である。 <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 放送に関しては次期料額算定期間において特性係数の適用を変更する特段の事情の変化がなく、現状を維持するとの方針が示されたことは極めて妥当と考えます。 ● 無線局免許人にとって、電波利用料の制度・料額の継続性・安定性は極めて重要です。電波利用料制度の見直しで放送事業者が負担する電波利用料が増額とならないよう、あらためて要望します。 ● 特性係数の制度趣旨は無線システムの特性に応じて、当該無線局免許人が負担する電波利用料額（実際の負担額）を軽減することにあると考えます。しかし現行制度においては、自らの無線システムの特性に何ら変化がなくとも、歳出規模の拡大や他者の特性係数の変動によって反射的に料額が増加してしまうというリスクを孕んでいます。無線局免許人にとって電波利用料額の安定性は経営に関わる重要な要素であり、歳出規模を徹底的に抑制し負担の軽減を図ることとは別に、個々の免許人が負担する料額の予見可能性を高めるため、制度として料額の増加率を一定の範囲に抑える激変緩和措置を恒久的に講じることが不可欠であると考えます。
<p>第3章 2020年代 に向けた 電波有効 利用方策 の検討</p>	<p>3. 電波 利用料制 度の見直 し</p> <p>(5) 免 許不要帯 域の確保</p>	<p>【原案】</p> <p>③恒久的な制度としての免許不要局からの電波利用料の徴収</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電波利用共益事務による受益等に鑑みれば、本来的には、免許不要局にも一定の電波利用料負担を求めるべきであると考えられるが、恒久的な制度として免許不要局から広く電波利用料を徴収することについては、賛否両方の意見が提出されている。また、対象範囲の特定や実効的な徴収方法の面においても解決すべき課題が多く存在する。 ・ 免許不要局のための周波数移行・再編に特定周波数終了対策業務を活用する場合や、新たな無線システムを導入する際に登録局制度を活用する場合においては、対象となる免許不要局から電波利用料を徴収することが可能となる。 ・ このため、当面はこれらによる免許不要局からの徴収実績を蓄積することとし、免許不要局から恒久的に電波利用料を徴収することについては、当該実績も踏まえ、継続的な検討課題とすることが適当である。 <p>【意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 本来的には免許不要局にも一定の電波利用料負担を求めるべきである、

		<p>との指摘は重要と考えます。I o T時代の本格的な到来に向けた課題に対応するための新たな事業が必要との前提に立てば、電波利用料制度を支える無線局利用者の裾野を広げ、公平負担の徹底を図ることが欠かせません。</p> <p>I o T機器の普及によって電波需要が格段に高まることを考えれば、免許不要局から恒久的に電波利用料を徴収する仕組みの構築を先送りせず、関係事業者の意見を聞きながら、広く国民の理解を得られる方策を早急に検討する必要があると考えます。</p>
--	--	--